

一般財団法人さいたま市土地区画整理協会 広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人さいたま市土地区画整理協会(以下「協会」という。)の資産を広告媒体として活用し、新たな財源確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ホームページ、財産等の協会の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、掲出することをいう。

(広告媒体の規格等)

第3条 広告媒体について、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (3) 広告掲載料
- (4) 広告募集の方法及び選定方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告の範囲)

第4条 掲載する広告はいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不相当であると認められるもの

2 前項に規定する広告の範囲の細目その他必要な事項については、別に定める。

(広告掲載の審査等)

第5条 理事長は、広告掲載しようとするものが前条に該当するおそれがないと認めるときは、当該広告に関する審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

(本要綱の改廃)

第6条 この要綱を改廃する場合は、理事長の承認を得なければならない。

附則

この要綱は令和3年1月18日から施行する。